

副食費の算定方法について（お知らせ）

1. 副食費の算定方法

- 3歳児（年少）以上の児童の保育料は無料ですが、副食費が必要となります。
副食費は、おかずやおやつといった給食にかかる実費の一部で、月額 4,500 円となります。
※認定こども園そらのとりこども園の1号認定こどものみ月額 4,000 円
- 副食費に関しても、多子世帯など、一定の要件を満たす世帯に関しては免除の措置があります。
詳しくは、別添の基準額をご確認ください。

2. 副食費の納付先・納付方法

利用施設	納付先	納付方法
・ 公立園	小浜市	原則 口座振替
・ チューリップ保育園 ・ やまなみ保育園 ・ 認定こども園そらのとりこども園 ・ 認定こども園聖ルカ幼稚園	各施設	各施設が定める方法で納付

3. 副食費の切り替え

- 副食費は、毎年4月と9月の年2回切り替えを行っています。
（4月は年齢変更による決定、9月は税額年度の変更による決定です。）
- なお、4月～8月分は前年度の税額を基に、9月～3月分は当年度の税額を基に算定します。

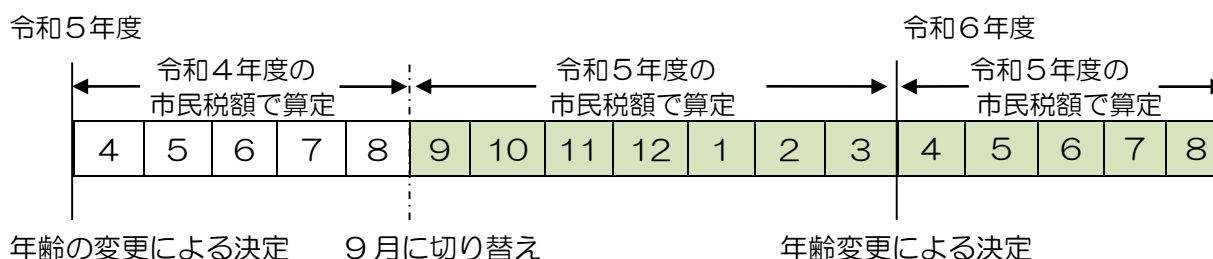
《令和5年度の副食費のイメージ》

※令和5年4月～令和5年8月分の副食費

令和4年度（令和3年1月～令和3年12月の所得）の市民税額を基に算定

※令和5年9月～令和6年3月分の副食費

令和5年度（令和4年1月～令和4年12月の所得）の市民税額を基に算定



【お問い合わせ】 小浜市 子ども未来課 ☎0770-64-6013（直通）